

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
建設総合統計の 精度向上 ^(注1)	<p>① 建築着工統計の補正調査^(注2)について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。【No. 24】</p> <p>② 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査^(注2)の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これらの見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計（建設総合統計）に反映させること、また、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査^(注2)を活用することを検討する。【No. 25】</p> <p>(注1)「建設総合統計」は、建設工事受注動態統計調査（基幹統計）と建築着工統計調査（基幹統計）を基に、我が国の建設工事の出来高を月別、地域別、発注者別、工事種類別に推計する加工統計。</p> <p>(注2) 調査の名称は、諮問第138号の答申において、「補正調査」から「建築工事費調査」に変更。</p>

これまでの統計 委員会の意見	<p><令和元年度統計委員会評価分科会審議結果報告書（第5回～第7回審議分）（令和2年3月25日）（一部抜粋）>（別紙1）</p> <p>6 建築着工統計調査の補正調査の見直しについて</p> <p>(2) 評価及び課題解決に向けた今後の取組の方向性</p> <p>国土交通省が、精度検査報告書で整理された調査計画の改善案を踏まえ、調査方法等の変更に向け、令和3年（2021年）1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づく調査対象として調査開始できるよう、平成30年度に試験調査を実施したことは適当である。また、試験調査の結果を踏まえ、見直し後の建築工事費調査の報告者を工事施工者とする等、調査方法の必要な見直しを行ったことも妥当である。</p> <p>なお、評価分科会としても、統計委員会の答申において指摘されている地域別集計の検証については検討すべき課題であると判断するところであり、国土交通省における対応に期待する。</p> <p><諮問第162号の答申「建築着工統計調査の変更について（令和4年4月20日）」における「今後の課題」（一部抜粋）>（別紙2）</p> <p>(2) 総務省の統計業務相談機能や専門家の知見の活用</p> <p>旧補正調査の見直しについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）においても掲げられ、標本設計の改善案の検討に当たっては、総務省統計局及び統計研究研修所の協力を得たほか、本委員会としても旧横断的課題検討部会や産業統計部会において審議を重ねた経緯がある。加えて、建築工事費調査の重要性や、旧補正調査から建築工事費調査への移行期に大幅な調査の遅延が発生したことに鑑み、調査の実施・集計等のプロセスにおいて生じ得る様々な技術的な課題や誤り等の発生リスクに適切に対処するため、次のとおり対応する必要がある。</p> <p>① 総務省統計研究研修所の支援・助言を受けるなど、必要に応じて総務省の統計業務相談機能を活用することを通じて、適切な手法に基</p>
-------------------	---

	<p>づいて業務を遂行し、調査計画に定められた公表期日までに確実に結果を公表できるよう最大限の努力を払うこと。</p> <p>② 建築工事費調査の実施状況について適時適切に本委員会に報告すること。</p> <p>(4) 建築工事費調査の標本設計等の検証の実施</p> <p>前回答申において「今後の課題」として指摘された標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析等について、今回の建築工事費調査の実施結果等を踏まえ、遅滞なく検証・検討を行うこと。また、月次で調査を行うことが適切かどうかなどの観点を含め、調査対象者の回答のしやすさに配慮した調査方法の改善に継続的に努めること。</p> <p><企画部会第1WG（国民経済計算）第1回会合 資料1（抜粋）（令和4年6月14日）>（資料2-2）</p> <p>【QE推計における課題：「建設総合統計」の精度向上】</p> <p>○ QEから年次推計へのリビジョンのうち、総固定資本形成、民間企業設備、公的固定資本形成の寄与が大きい。QEの供給側推計への一本化（シームレス化）には、「建設総合統計」の精度向上が不可欠。</p> <p><「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和4年8月10日 統計委員会建議）>（抜粋）</p> <p>IV 今後の取組</p> <p><A:総合的品質管理（TQM）の推進></p> <p>1 PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善</p> <p>ii) 総務省は、建設工事統計事案及び『点検・確認』の結果を踏まえ、まずは、建設工事統計及び建築着工統計に係る「統計作成プロセス診断」を令和4年度に先行実施することとし、国土交通省は、その結果も踏まえ、これらの統計調査の業務マニュアルの整備、共有を行う。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p><令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）></p> <p>① 統計委員会における精度検証結果や平成30年度（2018年度）に実施した試験調査の結果等を踏まえ、調査の名称を補正調査から建築工事費調査に変更するなど補正調査を全面的に変更する調査計画を申請し、令和2年（2020年）2月7日に総務大臣の承認を受け、令和3年（2021年）1月より建築工事費調査へ移行した。</p> <p>一方、調査方法の変更に伴う作業の遅れ等から調査票の配布が遅れたため、状況把握後速やかに統計委員会へ報告（令和4年（2022年）3月28日）を行い、統計委員会の諮問を経て調査計画を変更の上、速やかに調査を実施。</p>

	<p>② 工事進捗率パターンについて、建設工事進捗率調査の結果を踏まえ、補正率の見直しを行い、国民経済計算体系的整備部会（第22回：令和2年（2020年）6月8日）へ報告の上、建設総合統計に反映（令和2年（2020年）6月17日公表）した。また、令和3年（2021年）1月から新調査へ移行した建築工事費調査の結果を踏まえつつ、建設工事進捗率調査への反映の方法について検討中。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ ①については、建築工事費調査への移行に向けた取組がなされたものの、本調査の実施に当たり、調査票が調査期間中に配布されない事案が発生するなど不適切な問題が発生した。調査計画に定められた調査結果の公表は令和4年9月末日を予定しており、まだ公表されていないため、計画見直しの効果など、統計委員会が示した課題の解決に向けては引き続き、次期基本計画に記載してはどうか。</p> <p>○ また、建設工事受注動態統計調査の不適切処理の反省を踏まえ、調査の実施・集計等の統計作成プロセスの改善に適切に対処するため、「建議」等において業務マニュアルの整備等が求められていることから、こうした取組についても次期基本計画においてフォローアップが必要ではないか。</p> <p>○ ②については、国土交通省では令和5年度に建設工事進捗率調査の実施を予定しているとともに、建築工事費調査結果の活用方法について引き続き検討を行うこととしていることから、こうした建設総合統計の精度向上に向けた取組について、次期基本計画に記載してはどうか。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 国土交通省は、諮問第162号の答申「建築着工統計調査の変更について（令和4年4月20日）」において示された、建築工事費調査の標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析といった課題について、検討を行うとともに、調査の実施状況について適時適切に報告を行う。【国土交通省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>○ 国土交通省は、統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。【国土交通省；令和5年度までに実施する。】</p> <p>○ 国土交通省は、建設総合統計の精度向上に向け、建設工事進捗率調査を実施するとともに、建築工事費調査結果の活用方法について引き続き検討を行う。【国土交通省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>
<p>備考（留意点等）</p>	

令和2年3月25日 令和元年度統計委員会評価分科会審議結果報告書（第5回～第7回審議分）（抜粋）

6 建築着工統計調査の補正調査の見直しについて

(1) 取組の現状

建築着工統計調査の補正調査については、精度検査報告書において、工事費予定額によるネイマン配分による標本配分法の導入等標本設計を見直すとともに、見直しに伴う抽出方法を含む調査方法等の変更に向け、平成30年度に試験調査を実施し、その後、必要な準備を進め、平成33年（2021年）1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要であると指摘されている。

国土交通省は、精度検査報告書を踏まえ、平成30年度に建築着工統計調査補正調査試験調査（以下「試験調査」という。）を以下のとおり実施した。

- ・報告者：建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出を行った建築主（個人／法人）
- ・報告者数：約450人（母集団数：約50万人）
- ・調査組織：国土交通省－民間事業者－報告者
- ・調査期間：平成30年9月中旬～10月上旬

試験調査の結果、調査票の提出締切日の回収率が低く、特に個人からの回収率が低いという課題等が明らかになった。その要因として、調査事項のうち個人の建築主自身では把握しておらず、工事施工者に確認しなければ回答が困難な場合があり、確認の手間の煩雑さ等から調査票の

未提出があったと推測されたことから、見直し後の建築工事費調査の報告者を工事施工者とするなど、試験調査の方法から見直しを行った。

なお、平成30年計補正調査結果の補正率は木造が1.03、非木造が1.04であり、試験調査結果の補正率も木造が1.03、非木造が1.04と同じ値であった。

補正調査より名称変更した建築工事費調査について、精度検査報告書に記載されているとおり、令和3年（2021年）1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づく調査対象として開始できるよう、調査計画の変更案を令和1年12月20日の統計委員会に諮問し、令和2年1月24日の統計委員会において答申を受けた。なお、標本設計の見直しに伴い、都道府県別集計を廃止することから、答申の中で、地域別集計等の利用ニーズの確認、地域別の傾向の相違の有無や地域別集計等を行った場合の精度の確認といった検証を行うよう指摘を受けており、これについては今後、検証することとしている。

(2) 評価及び課題解決に向けた今後の取組の方向性

国土交通省が、精度検査報告書で整理された調査計画の改善案を踏まえ、調査方法等の変更に向け、令和3年（2021年）1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づく調査対象として調査開始できるよう、平成30年度に試験調査を実施したことは適当である。また、試験調査の結果を踏まえ、見直し後の建築工事費調査の報告者を工事施工者とする等、調査方法の必要な見直しを行ったことも妥当である。

なお、評価分科会としても、統計委員会の答申において指摘されている地域別集計の検証については検討すべき課題であると判断するところであり、国土交通省における対応に期待する。

諮問第162号の答申「建築着工統計調査の変更について（令和4年4月20日）」における「今後の課題」（抜粋）

(1) 建築工事費調査の適正化

公的統計の信頼確保に向け、同様の事案が発生することがないように、業務を確実に遂行できる体制や人員を整備し、それを基に、優先順位を勘案した適切な作業スケジュールの立案及び進捗管理（委託業務の管理・監督を含む。）を行うなど、速やかに再発防止策を検討し、調査の適正化を図ること。

(2) 総務省の統計業務相談機能や専門家の知見の活用

旧補正調査の見直しについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）においても掲げられ、標本設計の改善案の検討に当たっては、総務省統計局及び統計研究研修所の協力を得たほか、本委員会としても旧横断的課題検討部会や産業統計部会において審議を重ねた経緯がある。加えて、建築工事費調査の重要性や、旧補正調査から建築工事費調査への移行期に大幅な調査の遅延が発生したことに鑑み、調査の実施・集計等のプロセスにおいて生じ得る様々な技術的な課題や誤り等の発生リスクに適切に対処するため、次のとおり対応する必要がある。

① 総務省統計研究研修所の支援・助言を受けるなど、必要に応じて総務省の統計業務相談機能を活用することを通じて、適切な手法に基づいて業務を遂行し、調査計画に定められた公表期日までに確実に結果を公表できるよう最大限の努力を払うこと。

② 建築工事費調査の実施状況について適時適切に本委員会に報告すること。

(3) 調査実施プロセスに関する記録の作成・保存

建築工事費調査は令和3年分の調査が初めての実施であり、今後、後記（4）の調査結果の検証や調査方法等の改善を行うためには、調査の企画・実施等に関する情報が必要となることから、標本設計、調査方法、結果集計等の各プロセスについて具体的かつ正確な記録を作成・保存し、今後の業務に活用すること。

(4) 建築工事費調査の標本設計等の検証の実施

前回答申において「今後の課題」として指摘された標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析等について、今回の建築工事費調査の実施結果等を踏まえ、遅滞なく検証・検討を行うこと。また、月次で調査を行うことが適切かどうかなどの観点を含め、調査対象者の回答のしやすさに配慮した調査方法の改善に継続的に努めること。

(5) デジタル技術の活用による調査の効率化

建築工事費調査では、オンライン回答画面に誘導するQRコード付きの調査依頼状を調査対象者に郵送することにより、オンライン調査を積極的に推進しようとしている点は評価できる一方、大幅な調査の遅延が発生した理由としては、調査対象者に係る情報の入手元となる建築工事届の電子化が進んでいないことが一因となっていたことが明らかとなった。建築工事届は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき届け出られるものであるため、統計作成の基盤整備を目的として、その電子化を直ちに推進できるものではないが、調査の効率化に向けて、デジタル技術の更なる活用について検討すること。